

同盟会かわら版



「同盟会かわら版」第14号

「塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会」（通称：同盟会）発行

環境省の「お手紙」は 環境省に「返送」します!!

11月4日（水）に開催されました「同盟会全体会」で、各戸に配付された環境省からの「お手紙」について、以下のとおりに対応することが確認されました。

つきましては、町民、班長、区長の皆様方には大変ご苦勞をお掛けいたしますが、ご協力頂きたく宜しくお願い致します。

なお、今後、再び「お手紙」が配付された場合にも、迅速に同じ対応（受取り拒否、又は返送）をお願い致します。

- ① 開封・未開封に関わらず、各区の班長、区長を通じて各戸分を回収し、同盟会本部に集積する。
- ② 環境省への抗議文と「今後送付しないこと、送付しても受取りを拒否し、返送すること」の通知書を添付して環境省に返送する。
- ③ 「受取りを拒否、返送する」理由を町民宛てに通知して徹底を図る。

「塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会」(通称:同盟会)発行

同盟会
かわら版

「お手紙」の受取りを 拒否・返送する理由!

我々が環境省の「お手紙」の受取りを拒否し返送する理由は、
もし受け入れた場合、以下の展開が予想されるからです!

**「お手紙」＝「説明会代用」 → 「町民の理解を得たとの
主張」 → 「詳細調査実施」 → 「最終候補地決定！」**

- 1) 環境省はこれまで塩谷町に対し「説明会」を開きたいとの意思を示しており、この「お手紙」は「説明会」に代わるものだと記しています。
- 2) 「お手紙」に何らかの「回答」をすることや「何も反応しない」ことは、従来の環境省のやり方から「塩谷町民には説明し理解を得た」「いただいたご質問には丁寧に回答した」との既成事実を無理やり作り上げられることだと判断できます。(そのようなニュアンスの報道も既にされています)
- 3) そもそも環境省がこれまで行っている「説明」は、すでに我々町民が理解している知識ばかりであり、そんな「説明」は不要です。(例えば血税を使って環境省がこれまで行ってきた「新聞広告」や「フォーラム」などと説明内容は同等であり、塩谷町民は文字が読めないとも思っているのでしょうか?バカにした話ですね!)

・なお、本年1月16日付の環境省からの回答書には『詳細調査は(中略)事業実施の観点から**施行が可能なことを確認するために行う**ものです。(中略)有識者会議における評価等を行った後、**最終的な候補地としてご提示できるものと考えています。**』と記されていることから、**「詳細調査実施＝最終候補地決定！」**という環境省の意図が明らかになっており、詳細調査は「塩谷町に最終処分場を造るのだ!」という前提で行われる(いわば手続きの一環)とも考えられます。これが、我々が詳細調査に反対する理由です。

・また、先の関東・東北豪雨による候補地の状況確認では、国の有識者は「土木工学的な対策を講じれば建設可能」と意見表明していますが、そもそも**「冠水するような場所」は候補地から除外しなければならないはず**ですし、**「土木工学的な対策を講じなければならないような土地」**が建設の適地などとは、誰が考えてもおかしなことだと言えます。

・さらに町内他の関係先を**環境省職員が個別訪問**する事態も、引き続き発生しています。

我々は「民意を無視した」これらの環境省の画策に断固反対し、計画の「白紙撤回」と「特措法及びその基本方針の見直し」要求を、固い意志で貫き通していきましょう!

「同盟会」の目指すもの

「指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地」選定の**「白紙撤回」**を断固目指しています!! その為にも「指定廃棄物は各都道府県内で処理を行う」ことを定めた**「特措法の基本方針」**の見直しを要求し、放射能を拡散させないことを訴えていきます!!